審　査　基　準

令和７年12月18日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第３１条の２３において準用する第７条の３第１項
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め： 　法第３１条の２３において準用する第７条の３第２項において準用する第４条第１項（承認の基準） 　規則第１条（分割承認申請書の提出）、第６条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第７４条の２において準用する第６条の２（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第６条の３（許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人）、第８３条において準用する第１５条（特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認の申請）
審　査　基　準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：３５日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）
問　合　せ　先：島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（0852-26-0110内線3031）
備　　考： 　法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和７年１１月２８日　警察庁生活安全局）第１５及び第２５を参照すること。

別紙

審　査　基　準：

法第３１条の２３において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項各号に該当しないなど、法を遵守し、適正な営業を期待できるときに承認する。

(1)　法第３１条の２３において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第３号

法第３１条の２３において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第３号に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者であり、例えば次のような者が該当する。

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）

②　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

③　暴力団以外の犯罪的組織の構成員で、当該組織の他の構成員の検挙状況等（犯罪率、反復性等）から見た当該組織の性格により、強いぐ犯性が認められる者

④　過去１０年間に暴力的不法行為等（規則第６条）を行ったことがあり、その動機、背景、手段、日常の素行等から見て強いぐ犯性が認められる者

(2)　法第３１条の２３において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第７号

法第３１条の２３において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第７号イからハまでに規定する、分割の承認を受けようとする者と密接な関係を有する法人として、規則第６条の３で規定された者は以下のとおりである。

ア　法第３１条の２３において準用する法第７条の２第２項において準用する法第４条第１項第７号イの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第１項）

①　申請者が株式会社である場合はその議決権の過半数を所有している者

②　申請者が持分会社である場合はその資本金の二分の一を超える額を出資している者

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、当該申請者の事業の方針の決定に関して、前記①②に掲げる者と同等以上の支配的な影響力を有すると認められる者

イ　法第３１条の２３において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第７号ロの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第２項）

①　親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社

②　親会社等がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する親会社等の支配的な影響力が前記①②に掲げる者と同等以上と認められる者

ウ　法第３１条の２３において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第７号ハの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第３項）

①　申請者が議決権の過半数を所有している株式会社

②　申請者が資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する当該申請者の支配的な影響力が前記①②に掲げる者と同等以上と認められる者

(3)　法第３１条の２３において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第１３号

法第３１条の２３において準用する法第７条の２第２項において準用する法第４条第１項第１３号の該当の有無の判断に当たっては、申請者の事業活動と同項第３号に該当する者との関わり方を個別具体的に検証することとなるが、本号の「支配的な影響力」を有する者の範囲は、一般に、同項第６号の「支配力」を有する者よ

りも広いと解され、例えば、申請者たる法人に関していかなる役職も有していない者であっても該当し得る。

　また、法第３１条の２３において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第１３号中「その他の関係」には、親族関係、人的資本関係、株式所有関係等が含まれる。